

専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和3年5月28日（金）午後2時40分頃
- 2 事故発生場所 加古川市山手3丁目1149番40地先
市道山手3丁目25号線上
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 市道山手3丁目25号線と市道山手3丁目28号線との交差点において、北から交差点に進入した市公用車が、交差点を西進中の相手方車両に接触し、相手方車両の一部を損傷した。
- 5 損害の程度 市側 物的損害 左フロントフェンダ
相手方 物的損害 右前後ドア
- 6 過失割合等 市：70 相手方：30
- 7 損害賠償の額 111,300円（159,000円×70%）
- 8 その他 市側の損害額：59,290円（当該額の中の30%は相手方が負担する。）
- 9 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金111,300円及び市が負担する公用車の修繕費41,503円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方及び市に支払われる。